

て具体的な指導を実施している。

### 自動車の性能基準について

自動車と衝突した歩行者の死亡事故数を低減させるため、自動車のボンネット部の歩行者保護性能に関する基準を平成17年9月より適用した。さらに、重傷事故数を減少させるため、自動車のバンパー部の歩行者保護性能に関する基準を平成25年4月から適用した。また、自動車アセスメントにおいて、自動車のボンネット部の歩行者保護性能及びバンパー部の歩行者保護性能に係る評価試験を実施し、ユーザーへの情報提供を行っている。



自動車のボンネット部の歩行者保護性能評価試験の様子



自動車のバンパー部の歩行者保護収性能評価試験の様子

### その他の取組について

#### 【各省庁の取組】

このほか、各省庁においても、地方単独事業として実施するユニバーサルデザインによるまちづくりに対して、地域活性化事業債の対象として高齢者が安全に通行できる環境を整備したり（総務省）、通知を発出し、児童生徒の交通安全に対する関心や意識を高めるのみならず、児童生徒に対し、高齢者等の交通事故の被害者となることが多い年齢層の交通行動の特性について理解させるとともに、高齢者と児童生徒の世代間交流等を通じて交通安全教育を推進するよう、各教育委員会等を通じて各学校を指導する（文部科学省）などしている。